

私立大学情報教育協会 平成 26 年度第 5 回法律学教育 FD/ICT 活用研究委員会

I. 日時：平成 27 年 3 月 16 日(月) 15:00-17:00

II. 場所：私立大学情報教育協会 事務局 会議室

III. 出席者： 加賀山茂委員長，中村壽宏委員，高畠英弘委員，吉野一委員（スカイプ）、  
笠原毅彦委員（議事録担当），井端事務局長，森下事務局

IV. 検討

(1) 「ネットワークを利用したオープンな法学教育のモデル」の検討ととりまとめ

事務局から資料の説明の後、委員長から資料①「問題解決のためのネットワークについて」の内容および趣旨の説明がなされた。

資料：「私はコンシェルジェけっしてノーとは言えない職業」で人のネットワークの重要性を指摘し、さらに資料②「明治学院大学の建学の精神” Do for others” とは何か」で他人のために行動・奉仕すること」の意義を、聖書の内容，民法上の事務管理を絡めながら説明した。

これを踏まえて以下のような議論がなされた。

1. 資料③「社会に開かれた法学教育のモデル」に則して提案がなされた。

「インターネットを利用した法学教育」としてインターネット経由での法律相談を行うことが提案され、その利点、問題点について報告。その上で現実のロースクールでの経験に基づき、検討課題として以下の点が挙げられた。

- ・適切な質問の確保，質問の選択
- ・弁護士会との調整
- ・継続性の確保
- ・活動実績の保存，公表と質問者の著作権

2. 検討が法律相談に終始しているのではないか。法律の限界を知ることが重要。法律は時代に制限された産物であり，学問として真理を探究するためには，法律だけでは不足で，他の学問領域との共同が必要で，そのためのモデルが必要では？

3. 単なる Q&A ではそうなるが議論の仕方で十分広げることができる。

4. 制度作りが必要で，法学だけでなく多面的な見解が出るような仕組みが必要である。

5. 現実の事件を対象とすることの危険性を指摘。

外に対してオープンな議論をする場合の問題点，危険性に関して議論がなされた。

6. 法学部教育に欠けている法の実践を補うべき。

7. 市民性の涵養が重要である。
8. 法の解釈を学ぶだけでなく常に法律を批判する能力、観点も重要。  
等の意見があり、立法論と解釈論のあり方で、会話が盛り上がった。
9. 法律相談に限定するよりもより広く設定すべき。 ネット上に学生の間違った情報がそのまま外に出てしまう可能性があるのではないか。
10. ここでは各ゼミで検討した上での回答を想定しているのですのようなことは防げると思う。

想定するモデル

- ・教材のネットワーク上の事前配布,
- ・プロブレムメソッドによる授業展開,
- ・質疑応答のネットワーク上の展開

→ ネット上では授業時間の限定がなく、より多くの学生が参加することができる。

11. 法学教育の技術的な問題ではなく、法学という学問の限界を認識できるよう、法学教育の限界を皆で考え・議論する場所を作るべき。市民感覚で法律を受け入れることができるような教育が必要。
12. そのためにネットワーク経由の法律相談では、限界があるのではないか。

プロブレムメソッドの提示問題を、適当なものを用意することによって、市民参加の場を作ることができるのでは？例えば、加害者の人権と被害者救済のあるべき姿の議論など。

以上のような検討を踏まえて、法律相談に限定しないで法律問題議論の場を作るべきという結論に落ち着き、平成 27 年度の委員会で具体的な教育モデルを作成することにした。

## V. 次回日程

6月18日(木) 18:00 からに決定した。